

## ◆空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例創設◆

相続によって被相続人の居住用財産を取得した個人が一定の条件を満たす譲渡をした場合、譲渡所得の3,000万円特別控除を受けることができます

### 創 設

対象資産 (家屋)	相続開始直前、被相続人の居住用家屋
	相続開始直前、被相続人のみ居住
	昭和56年5月31日以前に建築  (区分所有建築物を除く)
対象資産 (土地)	相続開始直前、被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等
	相続人居住用家屋の除却をした後、その敷地の用に供されていた土地等
譲渡時の条件	相続開始から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと
	地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合するものであること
譲渡対価限度額	家屋・土地等の譲渡対価の合計額1億円以内
控除額	3,000万円
適用期間	平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡※

※ 当該相続の時から当該相続の開始があった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にした場合